			AE_{16} ＝ 0.0243
			AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.02331
			イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01800
			AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
			AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
			AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
			イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
			AE_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
			イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
			AE_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
五	公園費	人口	算式
			$\frac{B \times 0.3}{584\text{円} \times A}$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調

			AH_{16} ＝ 0.0243
			AH_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
			イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
			AH_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
			AH_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
			イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162
			AH_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250
			イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475
			AH_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160
			イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
			AH_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115
			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
五	公園費	人口	算式
			$\frac{B \times 0.3}{553\text{円} \times A}$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調